市職員を募集します

市では、次のとおり職員を募集します。採用時期は、平成17年４月１日以降です。採用予定人員は、欠員などの状況によって変更になる場合があります。募集案内などは、市役所４階・職員課で７月１日(木)から配布します。なお、書類不備の場合や郵送・代理人による申し込みの受け付けは行いません。

問い合わせ　職員課（〒359-8501・並木１-１-１／☎2998-9048・FAX2998-9042）

募集職種			採用予定人員	受験資格		受付期間・場所	提出書類	第１次試験日
行政職	事務		10人	◆大学卒業程度の方（次のいずれかに該当する方） ①平成17年３月に大学を卒業見込みの方で昭和54年４月２日以降に生まれた方 ②大学を卒業した方で昭和54年４月２日以降に生まれた方 ◆短期大学卒業程度の方（次のいずれかに該当する方） ①平成17年３月に短期大学を卒業見込みの方で昭和56年４月２日以降に生まれた方 ②短期大学を卒業した方で昭和56年４月２日以降に生まれた方 ◆高等学校卒業程度の方（次のいずれかに該当する方） ①平成17年３月に高等学校を卒業見込みの方で昭和58年４月２日以降に生まれた方 ②高等学校を卒業した方で昭和58年４月２日以降に生まれた方	地方公務員法第16条に該当しない方	■受付期間 ８月３日(火)～５日(木) ／午前９時～午後５時 ■受付場所 市役所６階 604会議室	●受験申込書または埼玉県高等学校就職統一履歴書 ●卒業証明書または卒業見込証明書	
	事務（身体障害者対象）		１人	次の①～④のすべてに該当する方 ①次の(ｱ)または(ｲ)に該当する方 (ｱ)平成17年３月に高等学校、短期大学または大学等を卒業見込みの方で昭和50年４月２日以降に生まれた方 (ｲ)高等学校、短期大学または大学等を卒業した方で昭和50年４月２日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な方 ④活字印刷文による試験および口述試験に対応できる方			●受験申込書または埼玉県高等学校就職統一履歴書 ●卒業証明書または卒業見込証明書 ●身体障害者手帳の写し	９月19日(日)
	技術	土木	２人	次のいずれかに該当する方 ①平成17年３月に高等学校、短期大学または大学等の土木関係の学部、学科を卒業見込みの方で昭和50年４月２日以降に生まれた方 ②高等学校、短期大学または大学等の土木関係の学部、学科を卒業した方で昭和50年４月２日以降に生まれた方			●受験申込書または埼玉県高等学校就職統一履歴書 ●卒業証明書または卒業見込証明書 ●成績証明書	
		建築	１人	次のいずれかに該当する方 ①平成17年３月に高等学校、短期大学または大学等の建築関係の学部、学科を卒業見込みの方で昭和50年４月２日以降に生まれた方 ②高等学校、短期大学または大学等の建築関係の学部、学科を卒業した方で昭和50年４月２日以降に生まれた方				
	保育士		３人	次のいずれかに該当する方 ①昭和55年４月２日以降に生まれた方で保育士の資格を取得している方 ②昭和55年４月２日以降に生まれた方で平成17年３月までに保育士の資格を取得見込みの方			●受験申込書 ●資格証明書または資格取得見込証明書	

◎日本国籍を有しない方も受験できます。専修学校の専門課程のうち、修業年限２年以上で年間授業時数800時間以上のものについては短期大学扱いとします。募集案内などを郵送で希望される方は、120円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（Ａ４）を同封し、往信用の表面に受験希望職種を朱書きのうえ、職員課に請求してください。

広島市平和祈念式典への参加者募集

市では、平成２年６月に平和への願いを込めて平和都市宣言を制定しました。この宣言の趣旨に沿い、さまざまな平和推進事業を実施しています。

その一環として、８月６日(金)に広島市で開催される「広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式」に市民代表として参加していただく方を募集します。

とき　８月５日(木)～６日(金)（１泊２日）

内容　広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式への参加、広島市平和記念資料館などの見学

応募資格　市内在住の中学生以上の健康な方で、市税を完納している方

定員　10人（30歳未満…５人／30歳以上…５人）

◎応募者多数の場合は抽選とします。

参加費　市から１人当たり35、000円を補助します。不足分については自己負担となります。

応募方法　往復はがき（１人１枚）に①住所②氏名（ふりがな）③生年月日④電話番号⑤職業（学生の場合は学校名・学年）⑥応募の動機⑦住所・氏名および市税の納付状況の確認調査に承諾する旨を明記し、７月９日(金)（当日消印有効）までに基地対策室（〒359-8501・並木１-１-１）へ郵送

◎参加者には団体行動をとっていただきます。また、感想文を提出していただきます。

問い合わせ　基地対策室（☎2998-9033・FAX2994-0706）

慰霊式で献花する参加者

所沢市平和都市宣言

武蔵野の緑豊かな自然のなかで、やすらぎに満ち、健康で生き生きとした日々を送ることが、私たち市民共通の願いです。

私たちは、国是の非核三原則を厳守し、戦争という過ちを繰り返さないことを願うとともに、限りある資源を大切にし、かけがえのない地球環境を守り、平和な世界が確立されることを強く望みます。

所沢市民は、基地全面返還を求め、未来に向かって平和な社会を築くことを誓い、ここに平和都市を宣言します。

平成２年６月22日制定

所沢市平和祈念資料展を開催します

とき　７月23日(金)～27日(火)／午前10時～午後６時

ところ　市役所第２市民ギャラリー（下図参照）

入場は無料です。展示内容は次のとおりです（合計215点）。

人々の目を引く多くの資料

【広島平和記念資料館所蔵】

●被爆資料（20点）…溶けた瓦（かわら）の塊・ガラス瓶、皿の溶融解ほか

●市民が描いた原爆の絵（複製・30点）…被爆した方たちが、悲しみも憎しみも乗り越えて描いたものです。再び戦争をおこしてはならない、核兵器を使用してはならないという、やむにやまれぬ気持ちから描かれたもので、被爆当時の広島の状況をまざまざと語り、訴えています。

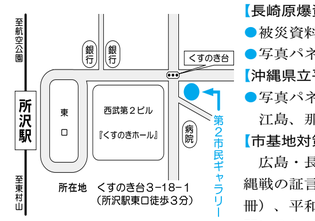

所在地　くすのき台３-18-1（所沢駅東口徒歩３分）

【長崎原爆資料館所蔵】

●被災資料（９点）…表面の溶けた丸瓦、焼跡で見つかった人形ほか

●写真パネル（41点）

【沖縄県立平和祈念資料館所蔵】

●写真パネル（15点）…上陸を前にすさまじい砲爆撃にさらされる伊江島、那覇市に突入した米海兵隊、捕虜になった少年兵ほか

【市基地対策室所有】

広島・長崎原爆写真パネル（20点）、沖縄戦写真記録（26点）、沖縄戦の証言記録（12点）、戦争記録写真（15点）、戦争記録図書（15冊）、平和啓発ビデオ（12点）

問い合わせ　基地対策室（☎2998-9033・FAX2994-0706）

～健康で安心できる未来へ～ 国民健康保険のお知らせ

▲国保マスコット 健康まもるくん

所沢市の現状

◆被保険者と医療受診の状況

所沢市の被保険者数は、115、878人（平成16年３月末現在）で、前年度に比べ約５、000人増加しています。年代別でみると、特に60歳代以上の高齢者が増加している傾向です。

１人当たりの医療費は、一般分に対し、退職分が約２倍、老人分は約５倍になっています（下記のグラフ参照）。

◆医療費の節約は健康づくりから

今後、高齢者が増えることにより、医療費の増加が予想されます。皆さんのちょっとした心がけによって、健やかで心豊かな生活ができ、結果的に医療費の増加を抑えることができます。

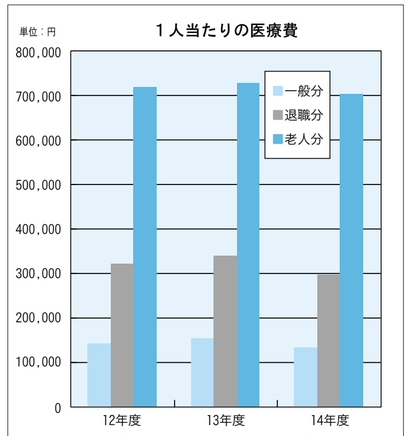

◎一般分…退職分、老人分以外の方、退職分…退職者医療制度加入者、老人分…老人保健該当者。

保険税

◆国民健康保険税の納付相談

平成16年度の国民健康保険税納税通知書（当初分）は、７月10日過ぎに郵送します。納期は平成16年７月から17年２月までの、合計８回となります。

なお、被保険者の異動や所得の変更などで国民健康保険税額が増減した場合は、その都度通知します。

被保険者の皆さんから納めていただいた保険税は、保険医療機関への医療費の支払いや皆さんへの療養費などの支払いに使われています。これらを賄うために、ぜひ、保険税の納期内納付にご協力ください。

市税口座振替依頼書を同封しますので、保険税の納付には簡単便利な口座振替をご利用ください。

◎国民健康保険税納税通知書は、世帯主の氏名で郵送します。

◆保険税の納付相談

納付が困難な場合は滞納のままにせず、納付方法についてお早めにご相談ください。また、災害やその他特別な事情により減免が認められることがあります。

保険給付

◆国民健康保険高齢受給者証

70歳以上になると、医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合が変わります。

70歳になった翌月（１日が誕生日の場合はその月）から使用できるように国民健康保険高齢受給者証を国保年金課から郵送します。

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証とあわせて、医療機関などの窓口へ提示してください。

【年齢別一部負担金割合】

●３歳未満…２割

●３歳以上70歳未満…３割

●70歳以上…１割（一定以上所得者（※２）は２割）

また、すでに国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方には、毎年一部負担金の割合を見直し、７月下旬に新しい国民健康保険高齢受給者証を郵送します。

◆高額療養費の支給

同じ月に同一の保険医療機関などへ支払った医療費の一部負担金（通常３割負担、年齢・所得により１割または２割負担）が、左記の自己負担限度額を超えた場合、超過分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、通常、受診された月の約３か月後に申請書を郵送しますので、郵送または市役所１階・国保年金課で申請してください。

なお、老人保健制度に該当し、「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方の申請書郵送・申請受付は、同１階・福祉総務課で行っています。

◎差額ベッド代などの自費分や食事代などの保険以外の費用は対象になりません。

◆入院時の食事にかかる負担額

入院時の食事については、国民健康保険で費用の一部を負担しますので、標準負担額780円（１日）を支払うだけで済みます。

なお、非課税世帯の場合は、申請により標準負担額が安くなります。

申請に必要なもの　①印鑑②国民健康保険被保険者証③入院期間が確認できる書類（領収書等）

◎平成15年度から継続の場合の16年度分の申請は、８月１日以降の受け付けとなります。

◆その他

●コルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、出産・葬祭があったとき等、保険給付の申請についてご不明な点がありましたら、国保年金課へお問い合わせください。

●医療の受診をされる場合、災害やその他特別な事情により一部負担金の支払いが困難で条件に当てはまる方は、減免が認められることがあります。

問い合わせ　▼国民健康保険制度の給付など…国保年金課（☎2998-9061・FAX2998-9113・FAX2998-9114）▼老人保健制度の給付など…福祉総務課（☎2998-9113・FAX2998-1147）

日ごろの心がけは…

①暴飲・暴食・夜ふかしなどの悪い生活習慣は万病のもと。健康的な生活習慣を身につけましょう。

②定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

③医師を信頼し、指示を守りましょう。

④かかりつけの医療機関を持ちましょう。

◎健康上のご相談は、保健センター（☎2991-1811・FAX2995-1178）へご連絡ください。

■自己負担限度額（月額）

【70歳未満の方（老人保健制度に該当する方を除く）】

区分	自己負担限度額	４回目以降（★注）
一般	72,300円＋医療費が241,000円を超えた分の１％	40,200円
上位所得者（※１）	139,800円＋医療費が466,000円を超えた分の１％	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◎異なった医療機関で診療を受けた場合、また同じ医療機関でも入院と通院があった場合、高額療養費の計算は別々となりますが、それぞれの一部負担金が21,000円以上のときには合算されます。

【70歳以上の方（老人保健制度に該当する方を除く）】

区分		外来（個人毎）	外来＋入院（世帯毎）
一般		12,000円	40,200円
一定以上所得者（※２）		40,200円	72,300円＋医療費が361,500円を超えた分の１％（★注）
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ（※３）	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ（※４）		15,000円

◎低所得Ⅱ、低所得Ⅰに該当する方は、限度額適用認定申請が必要です。

（★注）…直近の12か月間にすでに４回以上高額療養費の支給を受けた世帯は、４回目以降の自己負担限度額が下がります（70歳以上の場合、外来（個人毎）の回数は含みません）。

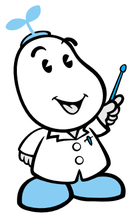

用語説明

上位所得者（※１）とは…①保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得が670万円を超える世帯②被保険者の所得が確認できない場合

一定以上所得者（※２）とは…住民税の課税所得額が124万円以上の方およびその世帯に属する方

◎年収が夫婦２人世帯で637万円未満、単身世帯で450万円未満の場合は、届け出により一般区分になります。

低所得Ⅱ（※３）とは…世帯全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ（※４）とは…世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得がない方